

愛知県図書館所蔵図書等の保存及び除籍に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「愛知県図書館」という。）が所蔵する図書等（図書、記録その他の資料をいう。）の保存及び除籍に関して必要な事項を定める。

（図書等の保存）

第2条 愛知県図書館は、現在及び将来の利用に供するため、収集した図書等の保存に努めなければならない。

- 2 次の各号に該当する図書等については、愛知県図書館はとくに保存に努めるものとする。
- 一 愛知県に係る行政資料、郷土資料等の地域資料
 - 二 概ね明治期以前に刊行された和漢洋の古書及び記録類であつて、歴史的に貴重なもの
 - 三 類似資料が少ないか、又は歴史的に保存する価値のあるもの

（図書等の保存に関して努めるべき事項）

第3条 愛知県図書館は、図書等を保存するため、次の各号に定める事項に努めなければならない。

- 一 図書等が劣化や損傷により配慮が必要となる状態となったときは、適切な補修を行うこと。また、図書等の状態によっては、最小限の利用制限を付すこと
- 二 前条第2項第一号及び第二号に定める図書等については、マイクロ化、デジタル化等による代替物を収集又は作成すること
- 三 図書等を保存するために必要な物品の確保に努めるとともに、書架、書庫等の設備や施設の維持、管理を適切に行うこと

（図書等の保存に関して市町村立図書館支援のために努めるべき事項）

第4条 愛知県図書館は、市町村立図書館を支援するため、地域の資料情報センターとして図書等の保存に関して適切な取組をするよう努める。

（除籍の対象図書等）

第5条 愛知県図書館は、所蔵スペースの有効活用、図書等の適切な保存環境の維持及び適正な蔵書構成の構築に努めるため除籍を行う。

- 2 次の各号に該当する場合、図書等を除籍することができる。
- 一 不用図書等
 - ア 破損、汚損、摩耗等が甚だしく補修ができない、又は補修に多くの費用・時間を要するもの
 - イ 既存資料のマイクロ化、デジタル化等により、原本の保存を必要としなくなったもの

- ウ 貸出文庫の資料として受入れてから10年を経過したもの

- エ 複本のうち利用及び保存に必要な部数を超えるもの

- オ 内容及び利用上から価値を著しく失ったもの

- カ 別に定める保存年限を経過したもの

二 亡失図書等

- ア 蔵書点検で所在不明が判明し、この時から4年以上を経過したもの

- イ 長期にわたる未返却図書等であつて所定の督促を行ったのち、回収不能となったもの

- ウ 利用者が汚破損、又は亡失したもの

三 その他除籍が必要な事由が生じた図書等

3 除籍は蔵書構成、収容能力及び図書等の歴史的価値などを総合的に考えて行う。

（除籍した図書等の処分）

第6条 前条により除籍した図書等（第2項第二号を除く。）は、売却、廃棄、譲渡又は移管を行う。

2 前項の譲渡については、公益上の必要に基づく場合に行う。

（関連措置）

第7条 除籍した図書等に係る図書館電算システムや目録類のデータは、除籍後速やかに削除すること。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、図書等の保存及び除籍に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

（愛知県図書館所蔵図書等の除籍取扱要領の廃止）

2 愛知県図書館所蔵図書等の除籍取扱要領（平成16年11月施行）は、これを廃止する。